

議案第 6 号

児童生徒生活支援員等設置規程を廃止する訓令について

児童生徒生活支援員等設置規程を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

平成22年3月10日

沖縄県教育委員会

(別紙)

児童生徒生活支援員等設置規程を廃止する訓令

児童生徒生活支援員等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第13号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要説明

義務教育課

### 1 件名

児童生徒生活支援員等設置規程を廃止する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

平成19年度から開始した「子どもの生活リズム形成支援事業」の廃止に伴い、嘱託員である「児童生徒生活支援員」及び「立ち直りコーディネーター」の職を廃止する。

### 3 制定案の概要

- (1) 児童生徒生活支援員等設置規程(平成20年沖縄県教育委員会訓令第13号)は、廃止する。
- (2) 訓令の施行は、平成22年4月1日とする。

### 4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済

### 5 添付資料

- (1) 児童生徒生活支援員等設置規程(平成20年沖縄県教育委員会訓令第13号)

児童生徒生活支援員等設置規程を次のように定める。

児童生徒生活支援員等設置規程

(設置)

第1条 児童生徒の不登校、非行、深夜はいかいその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所に児童生徒生活支援員及び立ち直り支援コーディネーター（以下これらを「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる嘱託員の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。

(1) 児童生徒生活支援員 次のア及びイに定める業務

ア 不登校及び不登校傾向の児童生徒及び保護者に対し、教育相談及び登校支援を行うこと。

イ 深夜はいかい等問題行動のある児童生徒及び保護者に対して、電話又は家庭訪問による教育相談を行うこと。

(2) 立ち直り支援コーディネーター 問題行動等のある児童生徒に対して、職場体験、奉仕体験、学業支援及び教育相談による支援を行う業務

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 嘱託員の1日の勤務時間は、次の各号に掲げる嘱託員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 児童生徒生活支援員 2時間

(2) 立ち直り支援コーディネーター 4時間

3 嘱託員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

1 児童生徒生活支援員等設置規程廃止の必要性

(1) 嘱託員設置の経緯

児童生徒等の生活リズム形成を支援するため、登校渋り、あそび・非行不登校等生活リズムの未確立な児童生徒及び保護者に対し、学校・家庭・関係機関・地域住民とのネットワーク整備を充実させるとともに、当該ネットワークを活用した登校支援や体験活動、保護者との教育相談などを実施し、児童生徒・保護者の生活リズム形成や社会的自立を支援する「子どもの生活リズム形成支援事業」を平成19年度から平成21年度まで沖縄県の重点事業として実施した。

当該事業で嘱託員として児童生徒生活支援員、立ち直り支援コーディネーターを配置するため設置規程を策定した。

(2) 嘱託員廃止の必要性

「子どもの生活リズム形成支援事業」は、3年間の重点事業であり平成21年度に終了することに伴い、嘱託員を廃止する。

なお、当該事業で小学校における登校支援等に効果が高かった「児童生徒生活支援員」の業務を平成22年度改定予定の「子どもと親の相談員」に引き継ぎ、中学校の不登校等生徒を支援した「立ち直り支援コーディネーター」の一部業務を、平成22年度新規にて設置する「中一サポーター」に引き継ぐこととなる。